

役員報酬規程

社会福祉法人 一誠福社会

社会福祉法人一誠福社会 役員報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 社会福祉法人一誠福社会の理事、監事（以下「役員」という。）の報酬については、この規程によるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 理事長、業務執行理事及び理事（以下「理事等」という。）、監事に対して、業務執行の対価を評議員会の議決を得た上で支払うことができる。

- 2 役員報酬月額、別表 1 のとおりとする。
- 3 役員報酬年間総額は、別に定める額の範囲内とする。
- 4 法人職員（以下「職員」という。）が職員として在籍のまま理事等である期間は、役員報酬は支給せず、年俸制給与規程あるいは職員給与規程に基づき給与を支給する。
- 5 役員には賞与を支給しない。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬の支給方法及び支給日は、職員給与規程の定めに準ずる。

(規定の改廃)

第 4 条 本規程の規定を改廃する場合は、理事会の議決を得た上で評議員会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 20 日に制定し、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程制定に伴い、平成 15 年 4 月 1 日付け「社会福祉法人一誠福社会 役員等の報酬に関する規程」は、平成 29 年 9 月 30 日付けで失効とする。

別表1

役員報酬月額

役職名	勤務形態	報酬月額	備考
理事長	専従	500,000円	報酬
	非専従	500,000円	報酬
業務執行理事	専従	400,000円	報酬
	非専従	無報酬	報酬
理事	専従	350,000円	報酬
	非専従	無報酬	報酬
監事	専従	200,000円	報酬
	非専従	無報酬	報酬

注 ・勤務形態の専従とは、概ね1週4日以上かつ30時間以上一誠福祉会に勤務することをいい、それ以外の勤務形態を非専従という。